

金融論B／II

第11回講義

アメリカの金融システム

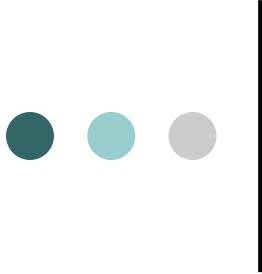
担当教員：武田浩一

今回のテーマ



◆アメリカの金融システム (テキスト 第9章 p.239-270)

- 米国金融システムの主な歴史的特徴
- 米国の主な金融機関
- 米国の金融監督機構
- 変革を迫られる米国金融システム



米国金融システムの 主な歴史的特徴

- 州の独立性:二重銀行制度
- 資本集中の規制:単一銀行制度
- 直接金融の発達:証券市場の整備

二重銀行制度 (Dual Banking System)

- 米国には、連邦法に基づく**国法銀行**と、州法に基づく**州法銀行**の2種類の銀行が並存する。これを**二重銀行制度**といい、歴史的に州の独立性が強い米国の銀行制度の主な特徴の一つとなっている。
- 二重銀行制度のため、主要監督機関が国法銀行は連邦機関である通貨監督庁(OCC, Office of the Comptroller of the Currency)であるのに対して、州法銀行は各州の銀行局に監督権限があるなど、銀行の監督規制体制が複雑になっている。

单一銀行制度 (Unit Banking System)

- 米国では、伝統的に銀行への資本集中によって銀行による産業支配を招くことを規制する考え方方が強く、多くの州で銀行に本店のみないしは少数の支店しか認めない厳しい店舗規制を行う**单一銀行制度**(本店銀行制度ともいう)をとる州法があった。
- この名残で、規制が撤廃された現在でも、米国には本店のみあるいは少数の支店しかない零細銀行が多数存在している。

直接金融の発達

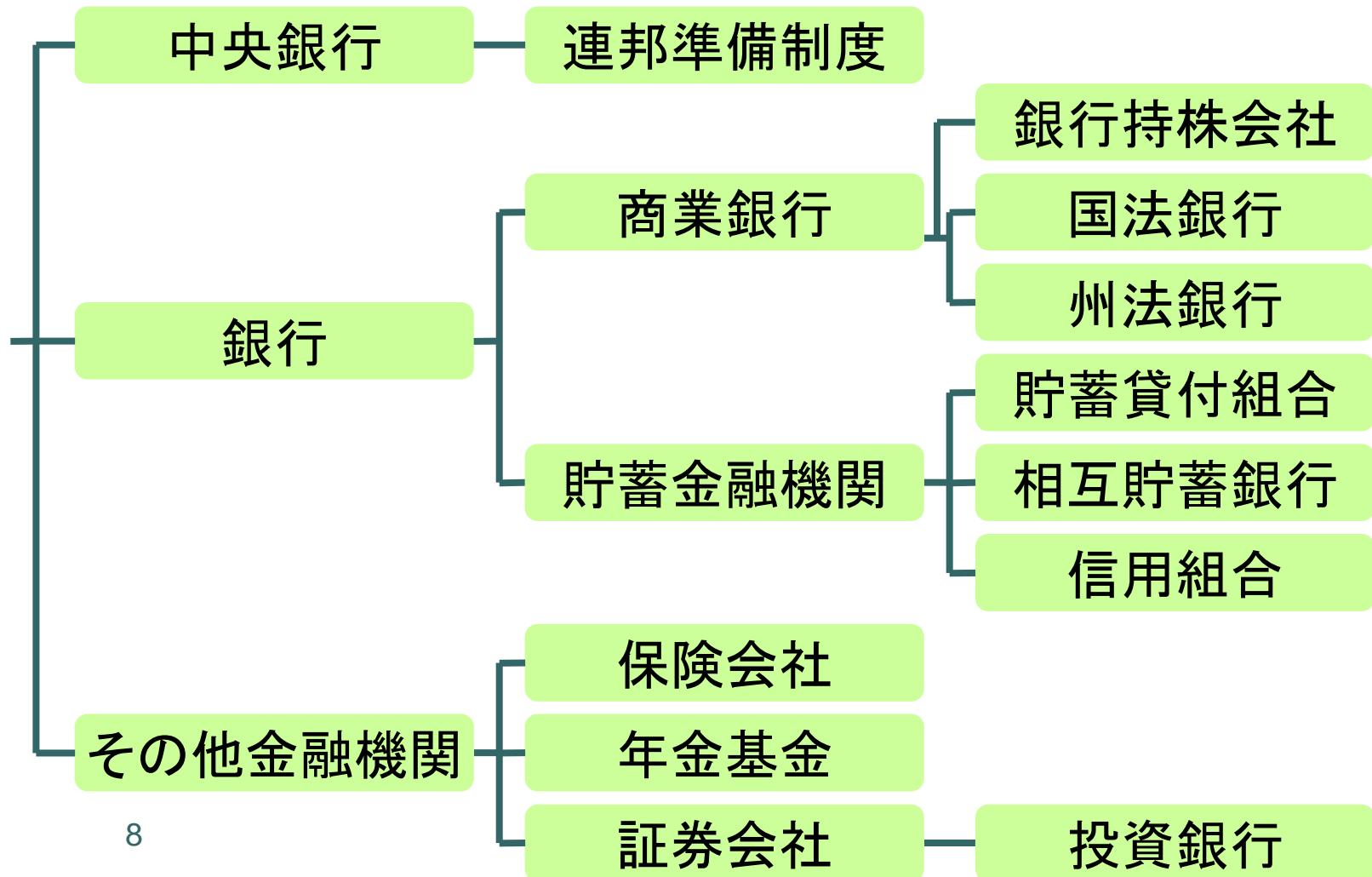
- 米国では、歴史的に単一銀行制度などにより銀行の力を規制してきた。
- 米国では**証券市場**の整備が早くから進められ、多くの大手企業が、銀行を通じた間接金融である銀行貸出への依存を減らし、直接金融である株式や債券などの証券による資金調達に力を入れてきた。
- その結果、米国では企業の資金調達の場として証券市場が非常に発達し、そこで企業の証券発行を支援する役割を担う**投資銀行**が発展した。

日米の金融システムの違い

- 日本の金融システムは、戦後復興から高度成長期を経て、産業の旺盛な資金需要に政策的に対応していく中で、銀行の預金・貸出を中心とした間接金融優位の金融システムとして発展してきた。
- 米国の金融システムは、銀行の預金と貸出を中心とした間接金融と証券市場を中心とした直接金融が、車の両輪のように並存する形で発展してきた。

米国の主な金融機関

(テキスト p.246、図9-1)



米国の主な金融機関

- 中央銀行は連邦準備制度である。
- 預金と貸出を主な業務とする銀行には、商業銀行、貯蓄金融機関、クレジット・ユニオンなどがある。
- 主要な証券会社として、証券発行の引受・販売などを行う投資銀行がある。
- その他の金融機関として、生命保険会社、損害保険会社、年金基金などがある。

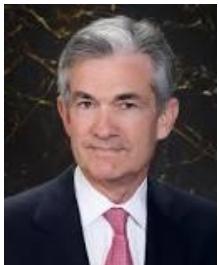
連邦準備制度

(FRS, Federal Reserve System)

- 1913年に設立された米国の**中央銀行**。略称は**Fed**。12の**地区連邦準備銀行**(Federal Reserve Banks)とこれらを統括する**連邦準備制度理事会**(FRB, Board of Governors of the Federal Reserve System)などからなる。
- FRBは7名の理事(任期14年)で構成され、大統領が指名し、議会の承認の上任命される。FRBの議長と副議長(共に任期4年)は、理事の中から同様の手続きで任命される。

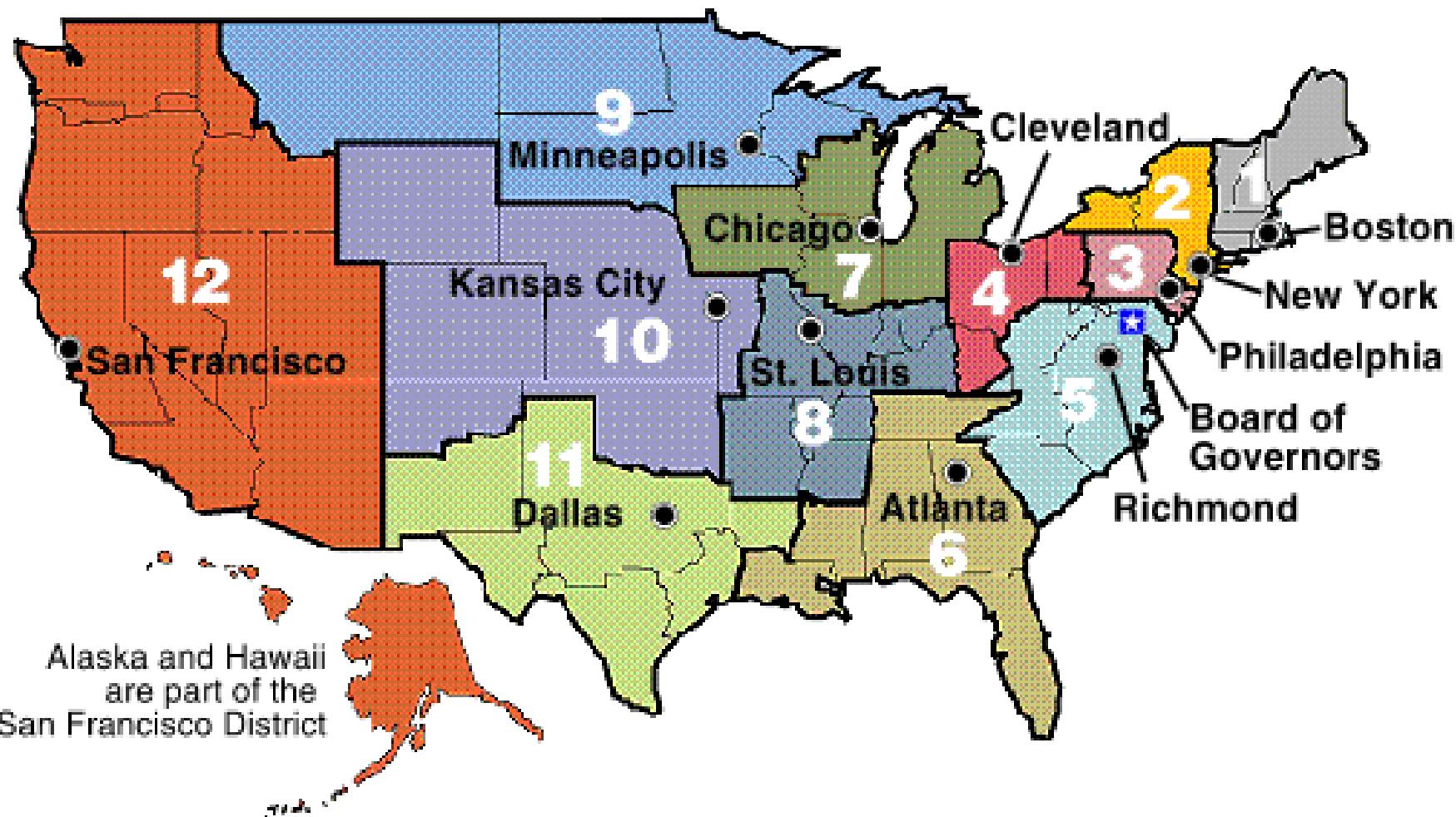


FRSの本部は首都
ワシントンD.C.にある



ジェローム・パウエル
FRB議長

12の地区連邦準備銀行と 連邦準備制度理事会



商業銀行 (Commercial Banks)

- 日本の普通銀行にほぼ相当する銀行。
- 要求払い預金、貯蓄預金、定期預金、信託業務などによって資金を集め、企業を対象に商業貸付、あるいは個人を対象に住宅抵当貸付、消費者金融として貸し出す業務を主に行っている。
- 近年、大手商業銀行は投資銀行などを傘下におさめ、総合金融グループ化を進めている。

銀行持株会社 (Bank Holding Companies)

- 銀行持株会社とは、**銀行を所有・管理する持株会社**(他の会社への資本参加を目的とする会社)。1956年に成立し1970年に改正された銀行持株会社法により、子会社の業務範囲を銀行業務とその付随業務に規制されている。
- 歴史的には、近年まで米国で行われてきた銀行に対する州際業務規制(1994年にリーグル＝ニール州際銀行業務効率化法で撤廃)や業務分野規制(1999年にグラム＝リーチ＝ブライリー法で撤廃)を回避するために、多くの商業銀行が設立した。

金融持株会社 (Financial Holding Companies)

- 1999年に成立したグラム＝リーチ＝ブライリー法(Gramm-Leach-Bliley Act)によって新たに規定された、**金融機関を所有・管理する持株会社**。
- 銀行持株会社の業務以外に、証券会社や保険会社をも傘下におさめて総合的な金融業務を所有・管理することが認められている。持株会社本体が証券会社や保険会社であることも可能。

主な商業銀行

- バンク・オブ・アメリカ(Bank of America)…金融持株会社バンク・アメリカ・コーポの傘下にある商業銀行。米国29州に約5,700支店の巨大な支店網を持つ。2009年1月に大手投資銀行メリルリンチを買収し、株式時価総額などで米国最大の民間金融機関となった。本社はノースカロライナ州シャーロット。
- チェース(Chase)…2000年に大手商業銀行チェース・マンハッタンと大手投資銀行JPモルガンの経営統合で誕生し、金融持株会社JPモルガン・チェース(JPMorgan Chase)の傘下にある時価総額で米国2位の商業銀行となった。JPモルガン・チェースの傘下には、商業銀行チェースのほか、投資銀行JPモルガンなどがある。商業銀行部門の本社はイリノイ州シカゴ。

主な商業銀行

- シティバンク(Citibank)・・・1998年にシティコーポとトラベラーズの大手金融グループ同士の合併で誕生し、金融持株会社シティグループ(Citigroup)の傘下にある時価総額で米国3位の商業銀行となった。金融持株会社シティグループの傘下には、商業銀行シティバンクのほか、モルガン・スタンレーと合弁の証券会社モルガン・スタンレー・スミス・バーニーなどがある。100カ国近くで銀行業務を展開する多国籍銀行。本社はニューヨーク。日本法人はシティバンク銀行。
- ウェルズ・ファーゴ(Wells Fargo)・・・カリフォルニア州サンフランシスコに本社を置き、米国西部を最大の地盤とする商業銀行。2008年に大手商業銀行ワコビアの株式を取得し、時価総額で米国4位の金融グループとなった。

貯蓄金融機関 (Thrift Institutions)

- 米国の貯蓄貸付組合(S&L, Savings and Loan Associations)、相互貯蓄銀行(Mutual Savings Banks)、信用組合(Credit Unions)の総称。**共同組織形態の金融機関**で、組織的には日本の信用金庫や信用組合に近い。
- 小口の貯蓄性預金を集めて個人を対象に住宅抵当貸付、消費者金融として貸し出す業務を行っている。
- 2008年のリーマン・ショック時にS&L最大手のワシントン・ミューチュアルが破綻し、資産がJPモルガン・チェースに譲渡された。

投資銀行 (Investment Banks)

- 主に株式や債券などの証券の引受業務や発行業務などの証券業務を行う金融機関。名称は銀行だが、証券会社の一種に分類される。米国金融市场において発達した証券市場の担い手として大きな役割を果たしている。
- 預金の受け入れを行わないため、預金と貸出を行いその金利差を主な収益源とする商業銀行(日本の普通銀行)とは異なり、証券の発行に伴う手数料を主な収益源とし、大手企業と機関投資家を主な顧客とする。

主な独立系投資銀行

- ゴールドマン・サックス(Goldman Sachs)・・・世界の主要な金融都市に拠点を置く世界最大級の投資銀行。投資銀行業務のほか、プライベート・バンキング(富裕層の資産運用業務)、保険業務などを主な業務としている。1869年設立で本社はニューヨーク。
- モルガン・スタンレー(Morgan Stanley)・・・投資銀行業務の幅広い分野で上位の実績を持つ大手投資銀行。1933年に成立したグラス・スティーガル法により銀行業務と証券業務の分離が義務付けられたため、JPモルガンから投資銀行部門が分離独立する形で1935年に設立された。2008年のリーマン・ショックで打撃を受けたが、2009年に三菱UFJフィナンシャル・グループから90億ドルの出資を受けるなど資本増強して危機を乗り切った。本社はニューヨーク。

破綻した投資銀行

- リーマン・ブラザーズ(Lehman Brothers)…
1850年創業の老舗投資銀行。本社はニューヨーク。破綻前には米国第4位の規模を持つ大手投資銀行であった。サブプライム・ローン関連取引で巨額の損失を出して資金繰りに行き詰まり、2008年9月15日に連邦破産法11条(日本の民事再生法)の適用を裁判所に申請し破綻した。同社の破綻はリーマン・ショックと呼ばれる世界的な金融不安を招き、サブプライム・ローン問題に伴う世界的規模の金融危機のきっかけとなつた。

米国の金融監督機構

(テキスト p.247、図9-2)

- 米国の金融監督機構は、歴史的な経緯からいくつもの連邦政府と各州の機関に監督権限が分かれる複雑なものとなっている。
- 2010年7月に**金融規制改革法**が成立し、金融システム全体の監督を統括する金融安定化監督評議会を設立するとともに、システム上重要な金融機関については非銀行であっても、FRBが一元的に監督することになり、金融監督機構の改革が部分的ながら行われる。
- 同法の運用に関する具体的なルールは、財務省、米連邦準備制度理事会(FRB)、証券取引委員会(SEC)などによって細部が詰められた。

金融システム全体の監督機関

- 金融安定監督評議会(FSOC, Financial Stability Oversight Council)・・・2010年7月に成立した金融規制改革法で創設が決まった金融システム全体の監督機関。金融の安定を脅かすリスクを監視・対処するため、財務長官やFRB議長など、連邦と州の金融監督者および大統領任命の専門家で構成される。金融システムに脅威を及ぼすと判断される大規模、かつ複雑な業務を行う金融機関に、より厳格な規則を適用するよう、FRBに推奨が可能。究極的なケースでは、評議会が金融機関を解体する権限を持つ場合がある。

● ● ● | 代表的な金融監督機関

- 連邦準備制度理事会(FRB)…銀行持株会社、金融持株会社などを監督する。持株会社を監督する包括的監督当局として、傘下の各金融機関を監督する他の機能別監督当局と役割を分担する。
- 証券取引委員会(SEC, Securities and Exchange Commission)…投資銀行、証券会社などを監督する。